

第3次香川県海岸漂着物対策等推進計画

令和3年3月

香 川 県

目 次

第1章 計画の目的等	1
1 計画の目的・位置づけ	
2 計画の性格	
3 計画期間	
第2章 香川県の海岸の状況	2
第3章 瀬戸内海及び香川県の海ごみの状況	3
1 海岸漂着物	
2 漂流ごみ	
3 海底堆積ごみ	
4 発生抑制の状況	
5 海ごみに関する最近の国等の動き	
第4章 香川県の海ごみ対策の基本方針	11
第5章 海ごみの回収・処理対策の推進	13
1 海岸漂着物	
2 漂流ごみ	
3 海底堆積ごみ	
第6章 海ごみの発生抑制対策の推進	15
1 海ごみの発生抑制対策	
2 海ごみの普及啓発及び環境教育	
第7章 海洋プラスチックごみ対策	17
第8章 指標の設定	18
第9章 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項	18
1 関係者の役割分担	
2 関係者の相互協力による海岸漂着物対策	
第10章 香川県海ごみ対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海ごみ対策の 推進に関し必要な事項	20
1 災害緊急時における対応	
2 調査研究の推進	
第11章 計画の推進と財政上の措置	21
1 計画の推進体制	
2 財政上の措置	
3 推進計画の変更	
《参考》	23

別図 重点区域・最重点区域

別表 重点区域・最重点区域一覧

第1章 計画の目的等

1 計画の目的・位置づけ

香川県の海岸は閉鎖性海域である瀬戸内海の東部海域に位置している。沿岸の各地域から海域へ流入するごみは、その多くを生活ごみが占め、漂流するごみや海底に沈み堆積するごみ、海岸に漂着するごみになり、これら海ごみにより、景観や環境の悪化、海岸機能の低下、漁業への影響等が生じており、その対策を講じることは重要な課題である。

このため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）」第14条の規定に基づき、香川県において同法第1条に規定する海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、山・川・里（まち）・海つながりの中で、行政・県民・関係者が連携して海域・陸域一体となった海ごみ対策を推進するため、関係者の意見を聴き、第3次香川県海岸漂着物対策等推進計画（以下「推進計画」という。）を作成するものである。



図1 香川県の位置

2 計画の性格

この計画は、次の性格を有するものである。

- ・ 県内の海ごみの状況を把握し、県内の海岸や海域における海ごみ対策の考え方と施策を体系的に示す。
- ・ 海岸漂着物等の回収・処理対策及び発生抑制対策を示す。
- ・ 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項を示す。
- ・ 海ごみ対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海ごみ対策の推進に関し必要な事項を示す。

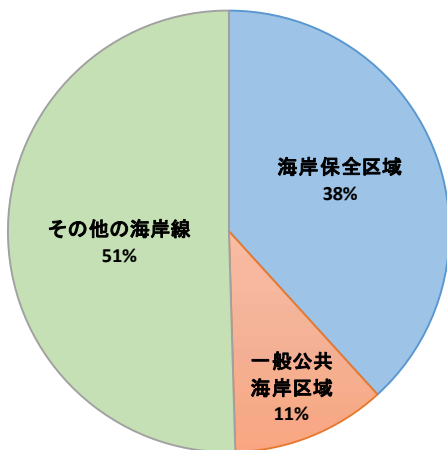
3 計画期間

推進計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

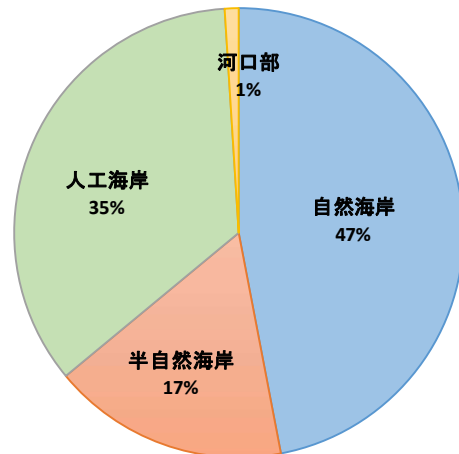
第2章 香川県の海岸の状況

海岸統計令和元年度版によると、本県の海岸は、海岸保全区域が約287km（うち二線堤約6km）、一般公共海岸区域が約83km、その他の海岸（保安林、鉄道護岸、道路護岸、河口部、天然海岸等）が約371kmであり、その総延長は約735kmに及ぶ。

また、第5回自然環境保全基礎調査（平成8年）によると、海岸線のうち、自然海岸^{※1}は約332km、半自然海岸^{※2}は約119km、人工海岸^{※3}は約250km、河口部は約8kmであり、自然海岸は、白砂青松の砂浜や岩礁からなり、人工海岸は、高潮や波浪による浸水被害を防止するための護岸や堤防からなっている。



海岸統計令和元年度版より作成



第5回自然環境保全基礎調査（平成8年）より作成

図2 香川県の海岸の状況

本県の海岸は、海水浴場や潮干狩場など自然のふれあいの場や地域住民の憩いの場として多くの人に利用されてきた。また、海岸の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等が多く存在し、重要な観光資源となっている。さらに、輸送・物流拠点としての港湾や水産業を支える漁港、マリトレジャーのための施設も多く整備されている。

砂浜や干潟は、自然の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育の場等として重要な役割を果たしている。

※1 自然海岸：海岸が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。

※2 半自然海岸：道路、護岸、消波ブロック等の人工構築物で海岸の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸。

※3 人工海岸：海岸が、港湾・埋立・浚渫・干拓等の土木工事により著しく人工的に改変された海岸。

第3章 瀬戸内海及び香川県のごみの状況

1 海岸漂着物

海岸漂着物については、海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸管理者等^{※4}が回収・処理を行うこととなっており、県内の海岸漂着物は、管理者となる県及び沿岸各市町が回収・処理を行っている。

また、地域住民や民間団体のボランティア活動による海岸漂着物の回収も各地で行われており、「リフレッシュ瀬戸内^{※5}」事業では、令和元年度は県内で、延べ4,080人の参加により、約32tの海岸漂着物を回収し、また、「さぬき瀬戸クリーンリレー^{※6}」事業では延べ4,583人の参加により、約191tの海岸漂着物を回収している。

海岸漂着物は、瀬戸内海の良い景観や環境の悪化、海岸機能の低下等をもたらし、離島の海岸においては、潮流の関係等により、多くの海ごみが漂着する海岸もあるが、地域住民等のボランティア活動などによる定期的な回収が特に難しく、その対策を講じることが課題となっている。また、台風等の大雨時には、陸域から流出した大量の流木等が海岸に漂着し、その円滑かつ迅速な回収・処理が課題となる。

令和2年度に行った、「水辺の散乱ごみ指標評価手法（海岸版）」に基づく県内268海岸の目視調査の結果から、県が推計した県内海岸の海岸漂着物の総量は、自然物を除いて150tであり、平成26年度から平成27年度にかけて県が調査した推計量の189tからは減少していた。

また、その種類について、県内10海岸（関谷海岸、室本港、西白方海岸、里浦港、堂浦海岸、ホジノ浦瀬戸海岸、高松市東部下水処理場北側海岸、小豊島港、釜居谷海岸、山田海岸）を抽出して組成調査を行ったところ、個数割合ではプラスチック類、発泡スチロールが8割以上を占めており、中でも飲料用ペットボトルや食品トレイの割合が多かった。

※4 海岸管理者等：海岸漂着物処理推進法第2条4項において、「海岸法の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行うものであって、その権原に基づき又は、他の法令に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共団体の用に供されている海岸の土地を管理する者」であり、「その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない」とされている。

※5 リフレッシュ瀬戸内：11府県107市町村で構成する瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会が多くのボランティアの協力を得て6月～8月の期間で実施する海岸清掃活動。

※6 さぬき瀬戸クリーンリレー：市町を通じてボランティア活動による海岸清掃への参加を呼びかけ、9月～10月の期間で実施する海岸清掃活動。

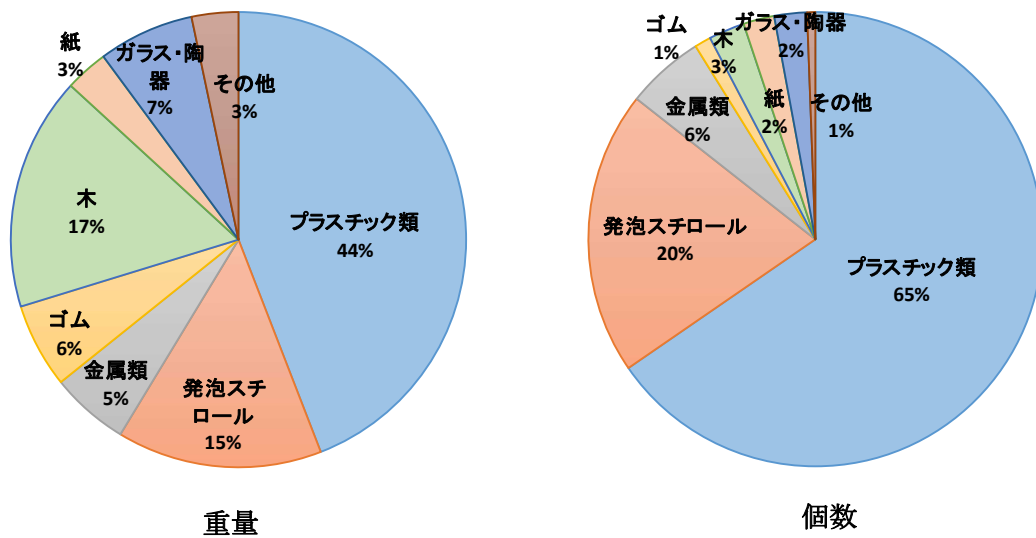


図3 香川県の海岸漂着物の種類割合 (令和2年度香川県調査)

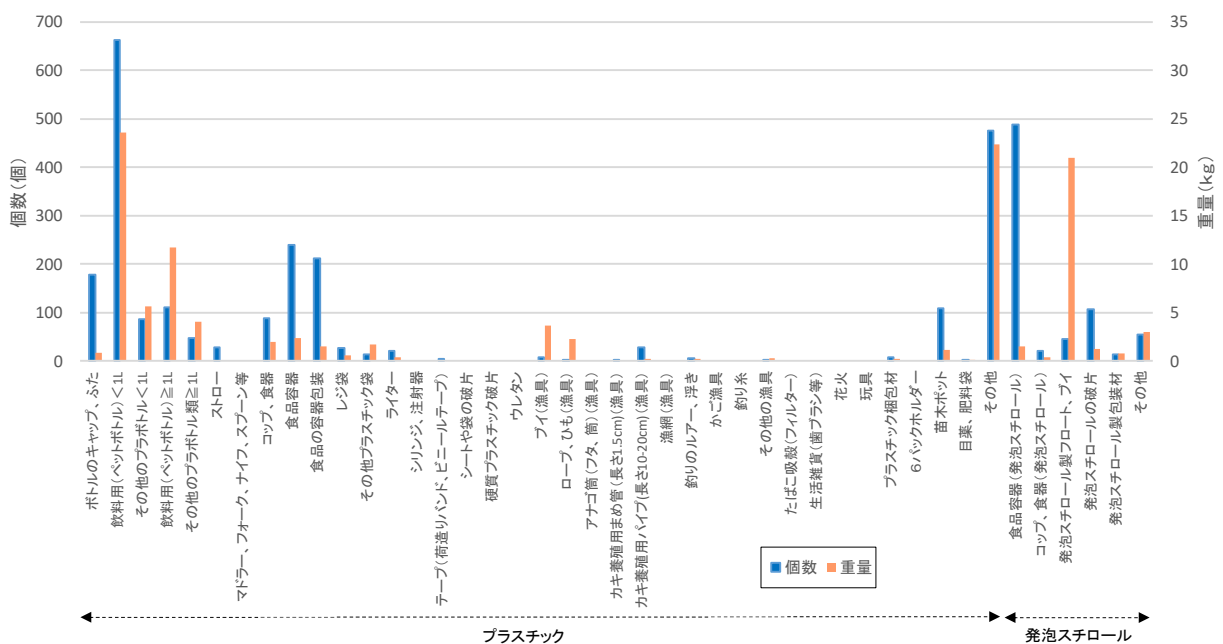


図4 香川県における海岸漂着物中のプラスチック類の状況 (令和2年度香川県調査)

2 漂流ごみ

平成30年6月の海岸漂着物等処理推進法の一部改正により、沿岸海域に漂流し、又はその海底にあるごみ等は「漂流ごみ等」と定義され、国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に影響を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推

進を図るよう努めなければならない旨が規定されたが、回収・処理の責任は不明確なままである。

漂流ごみについては、漁業者による日常のボランティア的な回収や、国や県の事業を活用した回収が行われているほか、備讃瀬戸・備後灘・燧灘東部の海域(港湾区域及び漁港区域を除く)では、船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、国の海面清掃兼油回収船「美讃」により、海面清掃が行われており、年間平均回収量(平成29年度～令和元年度)は約730 m³であった。

また、高松港においては、県の海面清掃船「みずきⅡ」により海面清掃が行われており、年間平均回収量(平成29年度～令和元年度)は約80 m³であった。しかしながら、高松港以外の清掃船のない港湾では、港湾管理者だけでの回収が難しく、漁業関係者等の協力による回収作業となるため、船舶の航行や接岸に支障となるごみの回収にとどまっている。

令和2年度に、国の海面清掃兼油回収船「美讃」及び県の海面清掃船「みずきⅡ」の回収実績から、県が推計した県内海域の漂流ごみの総量は24tであり平成26年度から平成27年度にかけて県が調査した推計量は66tからは減少していた。その種類は、個数割合では、プラスチック類が半数以上を占めており、中でも飲料用ペットボトルが最も多かった。発泡スチロールも3割以上みられた。

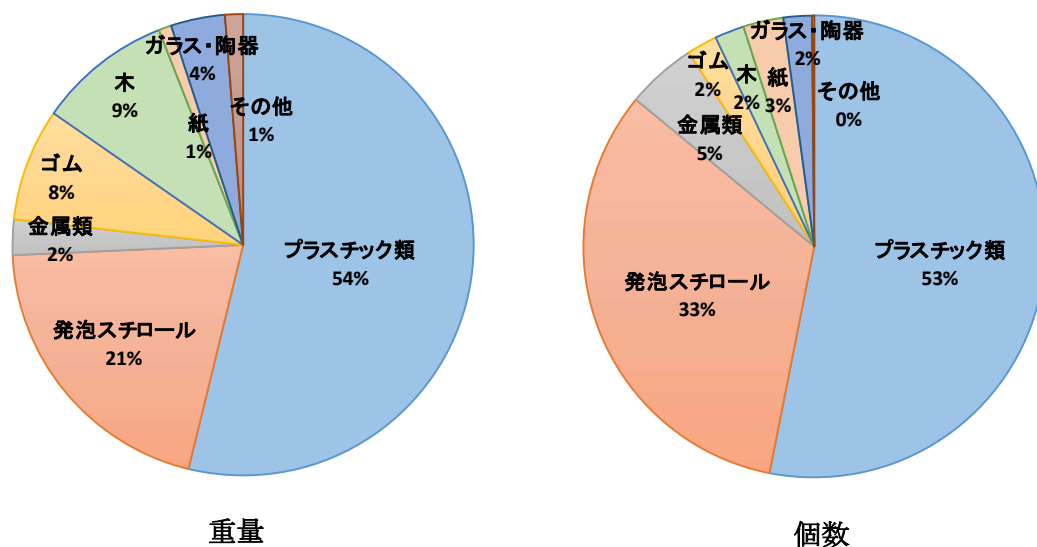


図5 香川県における漂流ごみの種類割合(令和2年度香川県調査)

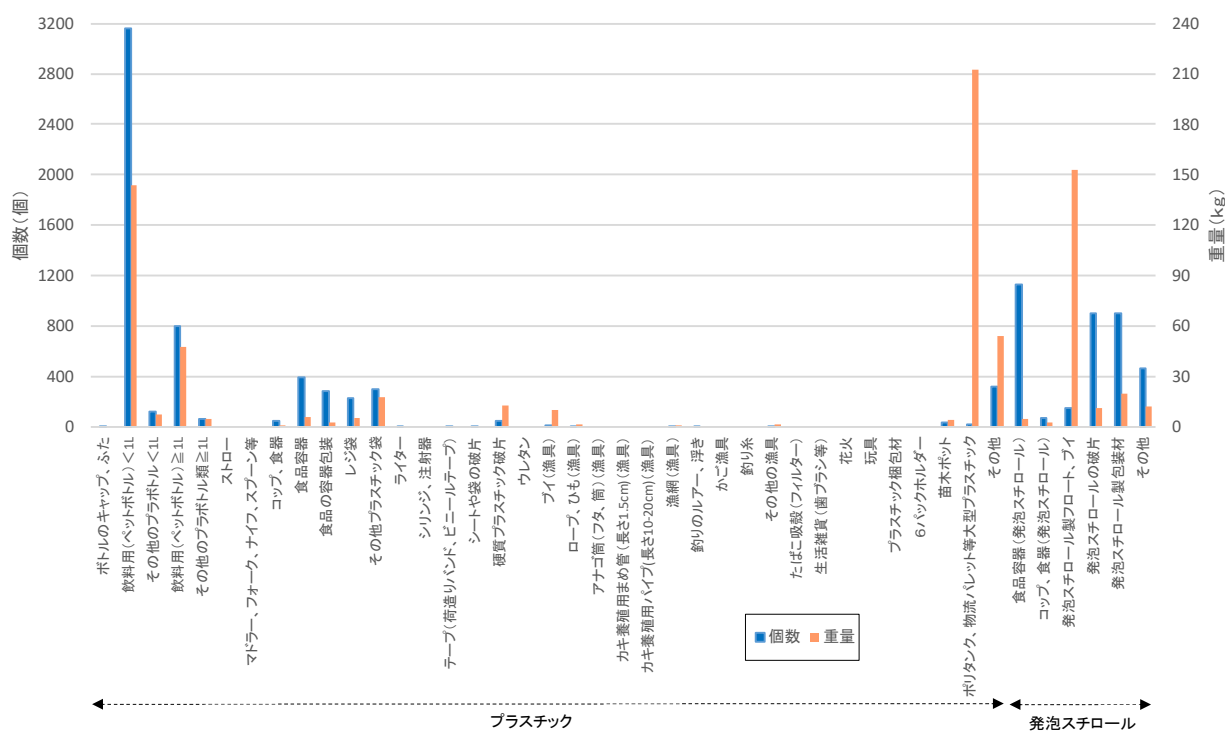


図6 香川県における漂流ごみ中のプラスチック類の状況 (令和2年度香川県調査)

3 海底堆積ごみ

海底堆積ごみも海岸漂着物処理推進法においては「漂流ごみ等」に定義され、漂流ごみと同じように回収・処理の責任が明確でなく、全国的に対策が制度化されていなかったが、当県においては、平成25年に、香川県海ごみ対策推進協議会において、全国初の取組みとなる漁業者、市町、県の三者協働による香川県方式の回収・処理システムを構築し、回収・処理を行っている。

また、小型底びき網漁業禁止区域では国の補助金等を活用し、回収・処理を行うなど、積極的に対策に取り組んでいる。

令和2年度に、県内11海域において底びき網船による回収作業を行い、回収した海底堆積ごみを調査した結果から、県が推計した県内海域の海底堆積ごみの総量は約325tであり、平成26年度から平成27年度にかけて調査した推計量の1,006tからは減少していた。その種類は、個数割合ではプラスチック類が7割を占めていた。

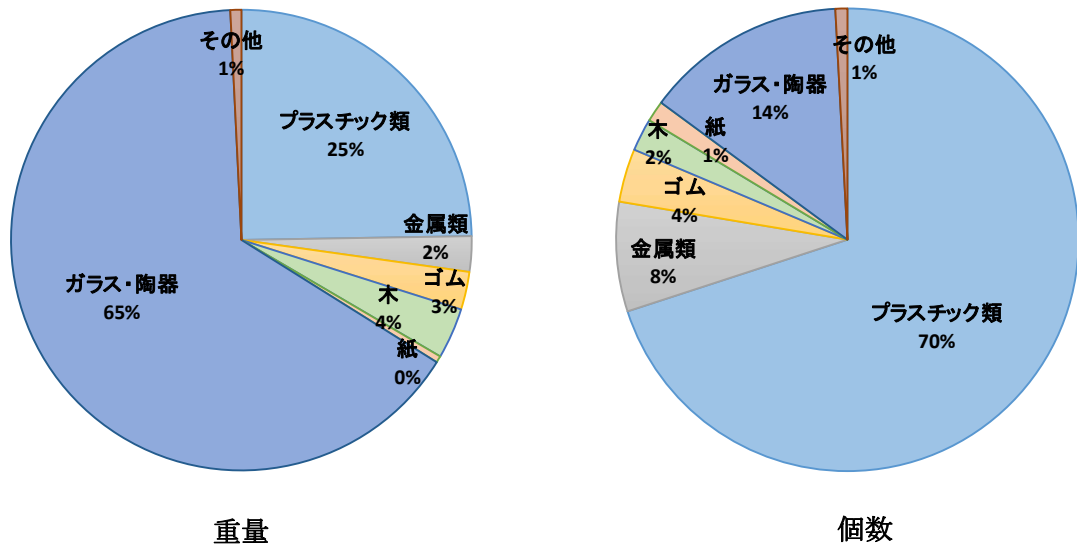


図7 香川県における海底堆積ごみの種類割合（令和2年度香川県調査）

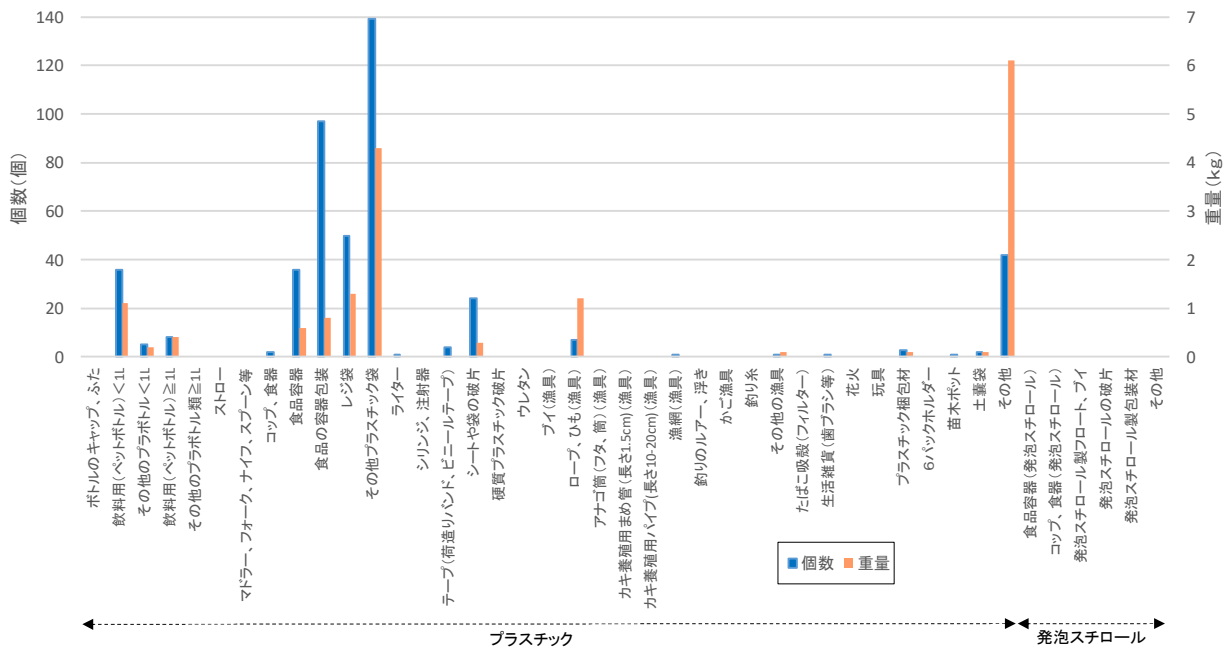


図8 香川県における海底堆積ごみ中のプラスチック類の状況（令和2年度香川県調査）

＜参考＞ 香川県方式の海底堆積ごみ回収・処理システム
 (環境省 令和元年度版 環境白書より抜粋)

事例



内陸部も含めた海底ごみの回収・処理システム
 (香川県、県内市町、漁業者)

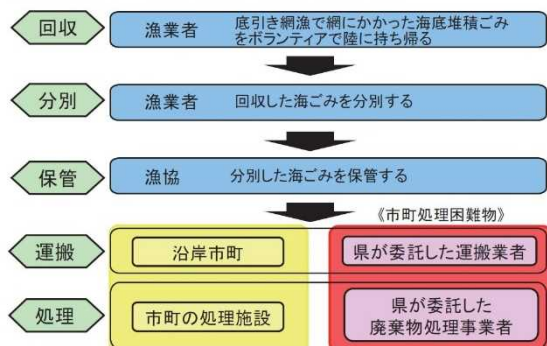
香川県では、国、県、市町（内陸部を含む全市町）、民間団体で構成する「香川県海ごみ対策推進協議会」を中心に、海ごみの回収・処理や発生抑制対策など、総合的な海ごみ対策に連携・協働して取り組んでいます。

海底ごみは全国的に対策が遅れており、瀬戸内海でも漁業等への影響をはじめ、その対応が地域の課題となっています。瀬戸内海の海底ごみは、その多くが人々の生活ごみ由来であることから、香川県では、まず自分たちの地域の海ごみを地域のみならず協力して回収・処理していこうと、2013年度から香川県方式の海底ごみ回収・処理システムによって、漁業者、市町（内陸部を含む全市町）、県が協働して、本格的な回収・処理の取組をスタートさせました。

このシステムは、漁業者が、底引き網漁等で網にかかった海底ごみをボランティアで陸に持ち帰り漁協等で保管し、そのごみを行政（沿岸市町と県）が運搬・処理するもので、その処理費用については、沿岸地域だけでなく、内陸部を含めた全市町、県が負担するという、全国初の取組です。

これは、海は川を通じて内陸部とつながっており、海底ごみの処理は沿岸地域だけでなく内陸部も一緒に取り組む必要があるという考え方に基づくもので、特に香川県では、県内全域が瀬戸内海の流域であり、海との一連の生活空間があるといった特長を生かして、県内全ての地域を一つの大きなエリアと捉えた「里海」づくりに取り組んでおり、海ごみ対策についても、回収・処理だけでなく、排出抑制の取組も含めて、沿岸地域・内陸部一体となって推進しています。

海底堆積ごみの回収・運搬・処理の作業の流れ



注：運搬・処理の費用は、内陸部含む全市町、県が負担。
 資料：香川県

海底堆積ごみの保管の様子



4 発生抑制の状況

「瀬戸内海における海洋ごみ収支^{※7}」によると瀬戸内海の家ごみは、外海から流れ着いたものは7%しかなく、ほとんどが瀬戸内海で発生しており、山や里（まち）から発生した生活ごみが川などを通じて海へ流れ出たものが多いとされている。特に、瀬戸内海の中央部に位置する本県では、その傾向が強いと考えられる。

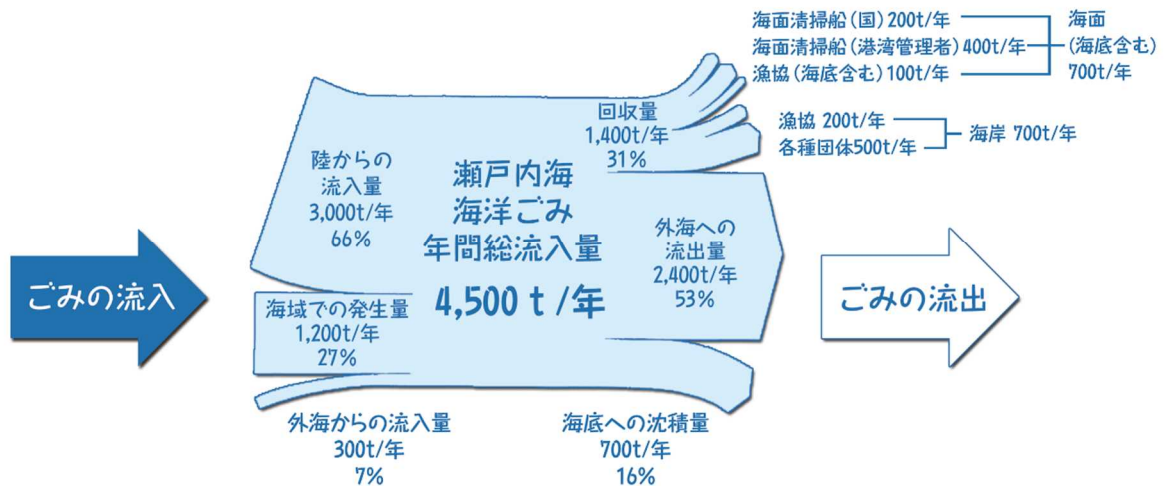


図9 瀬戸内海における海洋ごみ収支

そのため、海ごみの原因となるごみの発生を抑えることが重要であり、3R^{※8}の推進などによる循環型社会への転換に向けた取組みを進めている。また、陸域におけるごみの不法投棄対策として、夜間・休日パトロールや定期的な空中監視の実施のほか、「廃棄物110番^{※9}」の設置による情報収集に努めている。

さらに、海ごみに関する高い意識と知識を持ち、自主的な清掃活動等を継続的に行い、広く県民に普及・啓発できる人材を育成するため、海ごみリーダー養成講座の開催や、県民参加による海ごみのモニタリング調査等を行っている。

その他にも、県の海ごみ対策のシンボルキャラクター「ウミゴミラ」を活用しながら、県民一人ひとりに何ができるかを考えるきっかけづくりとなる普及啓発を行っている。



※7 瀬戸内海における海洋ごみ収支：沿岸域学会誌、Vol. 22(4)、pp. 17-29、2010（藤枝繁、星加章、橋本英資、佐々倉諭、清水孝則、奥村誠崇）

※8 3R：リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3つの頭文字をとったもの。

※9 廃棄物110番：広く県民から不法投棄や野外焼却などの情報提供を受ける目的で設置。「087-832-5374(ヤミニゴミナシ)、0120-537483(ゴミナシバンザイ)」

5 海ごみに関する最近の国等の動き

平成 21 年の海岸漂着物処理推進法制定以降も、海岸漂着物等が海洋環境に深刻な影響を及ぼしている。特に、海ごみの多くを占めるプラスチックごみは、近年、国際的にも地球温暖化や資源・廃棄物など様々な課題があり、海洋においては、プラスチックごみが太陽の紫外線などで劣化し、5 ミリ以下まで破砕・細分化されたマイクロプラスチックについては、回収・処理が困難であり、生態系への影響が懸念されるなど、新たな問題として取り上げられている。

こうしたプラスチックごみなど海洋ごみ対策に係る国際連携・協力の必要性が高まっていること等を踏まえ、平成 30 年 6 月に海岸漂着物処理推進法が改正され、令和元年 5 月には、国が定める「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」が変更された。

国の基本方針の変更と同時に、国では、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」や「プラスチック資源循環戦略」も策定し、令和 2 年 7 月からはプラスチック製買物袋が有料化されるとともに、家庭から排出されるプラスチック製容器包装・製品については「プラスチック資源」として市町村が一括で分別回収することについても検討されている。

令和元年 6 月には、G20 大阪サミットにて海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有された。

また、漁業系廃棄物に関しては、令和 2 年 5 月に水産庁が漁業者による漁業系廃棄物の処理推進等を示した「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」を作成、環境省が漁業系廃棄物の適正処理について示した「漁業系廃棄物処理ガイドライン」を改訂している。

さらに、瀬戸内地域においては、海ごみ問題の解決に向けて、令和 2 年 12 月に、瀬戸内 4 県（香川県、広島県、岡山県、愛媛県）と公益財団法人日本財団が「瀬戸内海の海洋ごみ対策に係る連携・協力に関する協定」を締結し、共同事業を開始している。

第4章 香川県の海ごみ対策の基本方針

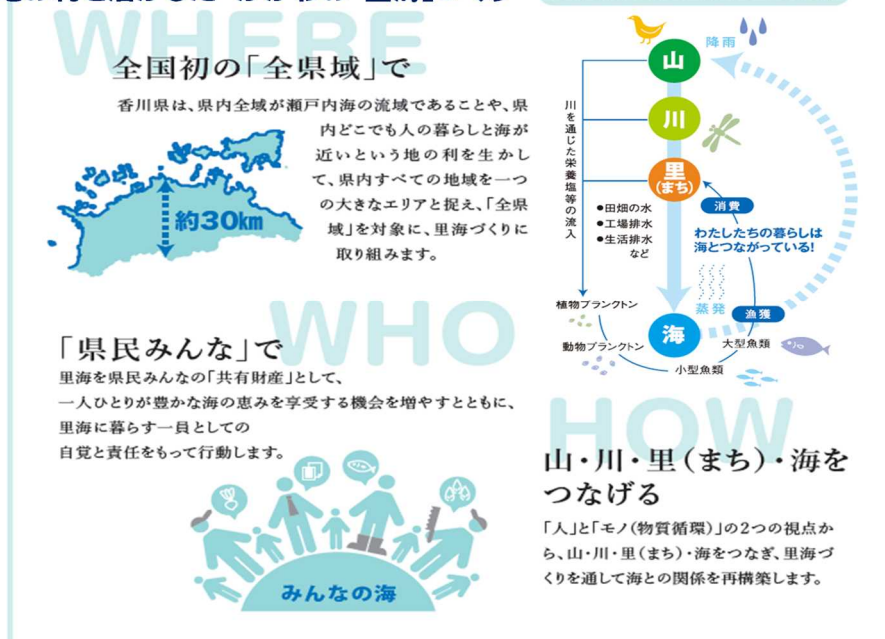
香川県では、平成25年9月に、「かがわ『里海』づくりビジョン」を策定し、「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現を目指して、県民の幅広い主体的な参画や理解のもと、海だけでなく、海につながる山・川・里(まち)を一体的に捉えて保全・活用していく「里海」づくりの取組みを進めている。

「里海」を活かした新しい価値創造

～SATOUMIを香川から世界へ～



地の利を活かした かがわの「里海」づくり



海ごみについては、同ビジョンの中で、「里海」づくりの重要課題の一つとして位置付けている。

香川県海域における海岸漂着物、漂流ごみ及び海底堆積ごみについて、令和2年度に県が調査した結果から推計した総量は、平成26年度から平成27年度にかけて調査した推計量と比較していずれも減少しているが、近年、国際的にも大きな課題となっているプラスチックによる海洋汚染の問題や、平成30年7月豪雨のような災害時に大量に発生する海岸漂着物等への対応など、より一層の取組みの推進が求められている。

そこで、本県の海ごみ対策を進めていく上での基本方針を以下に示す。

1 海ごみの回収・処理の取組みを拡大していくこと

海ごみのうち、海岸漂着物については、海岸管理者等が回収・処理を行っているが、このほか、地域住民等によるボランティア活動も重要な役割を果たしている。また、海底堆積ごみや漂流ごみについても、漁業者によるボランティア的な回収が行われており、今後もこうした取組みが広がっていくよう、対策を講じていく。

2 海ごみの発生抑制の取組みを拡大していくこと

本県海域の海ごみは、プラスチック製包装容器や発泡スチロールをはじめとする生活ごみが大半を占めており、日常生活から出たごみが、山や里（まち）から川などを通じて海へ流れ出たものが多いと考えられることから、海へのごみの流出を防ぐ、発生抑制の取組みが広がっていくよう、対策を講じていく。

3 海域・陸域一体となった総合的な海ごみ対策を推進すること

海ごみ対策は継続して実施していくことが重要であり、海ごみの減少に向けて、より効率的、効果的な回収・処理の取組みや、発生抑制・普及啓発に努め、「かがわ『里海』づくりビジョン」に掲げる「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現を目指して、県民みんなで取り組む、海域・陸域一体となった総合的な海ごみ対策を積極的に進めていく。

第5章 海ごみの回収・処理対策の推進

1 海岸漂着物

海岸漂着物については、ボランティアによる回収を推進するとともに、各海岸管理者は、必要に応じ、その回収・処理等を行うものとする。

また、効率的・効果的な回収・処理を推進するため、香川県海ごみ対策推進協議会において、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域・最重点区域）を指定する。

(1) 重点区域

①重点区域の定義

重点区域は、本県の海岸のうち、海岸漂着物等により、海岸の景観や環境の保全、県民の利用等に悪影響が生じないよう特に配慮する必要のある公共の海岸とする。

②重点区域の指定基準

重点区域は、海岸漂着物等の状況や回収・処理の取組状況、海岸の地形（砂浜、岩礁、堤防、護岸など）、景観（景勝地、観光名所など）、利用状況（海水浴場、港湾、漁港、埋立地など）、動植物の生息地・生育地（希少生物、海浜生物など）などを考慮し、次の（a）又は（b）のいずれかに該当する海岸であって、香川県海ごみ対策推進協議会が指定するものとする。

（a）海ごみが漂着する海岸であって、県民や民間団体等との連携・協働により海岸漂着物等の回収・処理を継続的に行っている海岸

（b）香川県海岸保全基本計画^{※10}において整備対象となっている海岸で、環境面及び利用面の現況評価において、Aランク又はBランクの評価を受けている海岸、若しくは同等の評価をすることが適当と認められる海岸

なお、香川県海ごみ対策推進協議会は、本計画の期間途中であっても（a）（b）の該当の有無に応じて、重点区域の指定又は解除を行うものとする。

③重点区域における海岸漂着ごみ対策

海岸漂着物等の回収・処理に関わる関係者は、前述の役割分担に基づき、重点区域における海岸漂着物等の回収・処理に取り組むよう努める。特に、海岸管理者等は、その管理する重点区域の海岸を定期的に巡回し、海岸漂着物等の状況把握に努めるとともに、海岸漂着物等によって海岸の景観や環境の保全、あるいは住民の利用等に影響が生じている又は生じるおそれがあると認められるときは、国の補助金を活用するなどし、重点区域における海岸

※10 香川県海岸保全基本計画：国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、関係市町村長及び関係海岸管理者の意見を聴くとともに地域の意見を反映した計画で、都道府県知事が定めるものであり、香川県では、平成15年に「燧灘沿岸 海岸保全基本計画」及び「讃岐阿波沿岸 海岸保全基本計画」を策定しており、平成27年12月にそれぞれの計画の一部を変更。

漂着物等の回収・処理を優先して行う。

(2) 最重点区域

①最重点区域の定義

最重点区域は、本県の重点区域のうち、潮流その他の影響により海ごみの漂着が特に顕著であり、従前の対策又は他の重点区域と同様の対策では、良好な景観や環境の保全、県民の利用等に特に支障が生じている又は生じるおそれがあると認められる海岸又は海岸の一部とする。

②最重点区域の指定基準

最重点区域は、次の2つの基準を満たしている海岸又は海岸の一部であって、香川県海ごみ対策推進協議会が支障の程度、地理的要因等について総合的に勘案し、特に対策を実施する必要があると指定した海岸又は海岸の一部とする。

(a) 本県の重点区域であること。

(b) 「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）」による調査で、ランク4以上である、又は、同等以上の精度を有する調査方法により、前述のランク4相当以上の海岸漂着物等が存していると認められる海岸であること。

なお、最重点区域に指定された海岸又は最重点区域に指定された範囲を含む海岸が重点区域から解除された場合、最重点区域も同時に解除されるものとする。

③最重点区域における海岸漂着ごみ対策

重点区域における海岸漂着物対策について特に重点的かつ積極的に行う。

(3) 重点区域・最重点区域に指定した海岸（又は海岸の一部）

別図重点区域・最重点区域及び重点区域・最重点区域一覧のとおり。

重点区域に指定した海岸の割合

海岸延長(km)	538/735 ≒ 73%
海岸箇所数	303/520 ≒ 58%

最重点区に指定した海岸（または海岸の一部）の割合

海岸延長(km)	20/735 ≒ 3%
海岸箇所数	19/520 ≒ 4%

2 漂流ごみ

漂流ごみについては、国は、備讃瀬戸や備後灘、燧灘東部の広域において海面清掃兼油回収船「美讃」により回収・処理を行い、県は、高松港の港湾区域において、海面清掃船「みずきⅡ」により、回収・処理を行う。

また、各港湾管理者は、必要に応じ、国の補助金等を活用し、港湾区域における回収・処理に努めるものとする。

3 海底堆積ごみ

海底堆積ごみについては、香川県海ごみ対策推進協議会において、漁業者、市町、県の三者協働による香川県方式の回収・処理を実施する。具体的には、漁業者は小型機船底びき網漁業の操業時等に引き揚げられた海底堆積ごみをボランティアで港まで持ち帰り、一時保管後に、一般廃棄物は所管の市町が処分し、市町が処理困難なごみについては県が処理を行う。そして、この取組みがさらに拡大するよう漁業者等へ働きかけを行う。

また、幼稚魚の育成の場として重要な浅海域で、かつ通常の漁業操業では海底堆積ごみの回収・処理が困難な海域（小型機船底びき網漁業禁止区域）において、市町が回収・処理事業を実施する場合は、県は国の補助金を活用するなどし、市町に補助を行う。

第6章 海ごみの発生抑制対策の推進

1 海ごみの発生抑制対策

海ごみの種類や由来は様々であり、その特性等を分析し、それに応じた発生抑制対策を講じることが効果的である。本県は閉鎖性海域である瀬戸内海に面し、海ごみの多くが沿岸地域の河川等を通じて流出したものであることから、その発生を抑制するためには、ごみの減量化やリサイクルの推進、不法投棄対策などに取り組むことが重要である。このため、県及び市町は連携・協働し、以下のごみの不法投棄防止や河川等へのごみの流出防止策を講じる。

なお、清掃活動やごみの回収・処理の際には、海ごみの特性等の分析（例えば、一般社団法人 J E A N のごみ調査・データカード^{※11}の利用等）に努め、効果的な発生抑制対策を検討し実施する。

- ① 県は、香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会^{※12}で情報交換を行い、ヘリコプター等によるパトロールを実施するとともに、市町職員に産業廃棄物処理施設等への立入権限を付与するなど、連携して不法投棄の未然防

※11 一般社団法人 J E A N のごみ調査・データカード：「国際海岸クリーンアップ（海岸清掃時において、ごみの種類や量を世界共通の項目で記録する活動）」で使用されているものに、日本独自の項目を加えた海ごみの調査票。

※12 香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会：産業廃棄物の不適正処理の防止、迅速・的確な対応を図るため平成6年に設置。県、警察、国、市町等で構成。

止や事案処理に当たる。

- ② 夜間・休日パトロールの実施や「廃棄物 110 番」の設置、環境監視員の委嘱、民間企業との協定締結などにより、不法投棄等の情報把握を行い、早期発見に努める。
- ③ リフレッシュ「香の川」パートナーシップ事業^{※13}等により、地域住民や民間団体等の河川清掃活動を促進する。
- ④ 県民一人ひとりが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式や事業活動を見直すよう、啓発用冊子の作成やホームページによる広報の実施、環境キャラバン隊等による出前講座や、リサイクル製品・環境配慮形モデル事業所の認定などに取り組む。
- ⑤ 一般廃棄物の適正処理を推進するとともに、ごみの不法投棄防止や河川等への流出防止対策を連携・協働して実施する。

2 海ごみの普及啓発及び環境教育

県及び市町は、県民一人ひとりが海ごみ問題についての理解を深め、その自覚を高められるよう普及啓発や環境教育を実施する。県民や民間団体等は、海岸清掃活動へ積極的に参加するとともに、民間団体等は普及啓発や環境教育への参画を通じ、県や市町、県民等の連携・協働のつなぎ手となることが求められる。

(1) 普及啓発

県は、海ごみに関する啓発ポスター、冊子の作成・配布、各メディアによる広報、ワークショップの開催といったプロモーション等の普及啓発事業（民間団体等への委託事業や市町への補助事業を含む。）を行うとともに、「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業^{※14}、県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」^{※15}などの清掃活動や、県民参加による海ごみ調査の実施などを通じた普及啓発にも努める。また、県民参加による海ごみ調査の結果から、海岸漂着物等の分布、割合等のデータの補完を行う。

また、県は、海岸漂着物対策活動推進員又は海岸漂着物対策活動推進団体を委嘱し、地域のパートナーシップづくりの中核的主体の一つとして活用する。市町においても、県と連携・協働して普及啓発に努める。

(2) 環境教育

県及び市町は、海岸清掃活動への参加体験により環境教育の効果が高められることから、県民や民間団体等による自主的な海岸清掃活動を「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業などを通じて支援する。また、県は、地域や学校での環境教育の取組みをサポートするため、海ごみに関する情報提供や環境教

※13 リフレッシュ「香の川」パートナーシップ事業：地域住民のボランティアによる河川清掃等を県や市町が支援する事業。

※14 「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業：地域住民のボランティアによる海岸清掃等を県や市町が支援する事業。

※15 県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」：香川県・香川県海ごみ対策推進協議会が10月下旬から11月上旬にかけてボランティアの参加者を募集し実施する清掃活動。活動場所は海岸だけでなく、山・川・里（まち）等も含めた県内全域。

育教材の提供などを行うほか、人材育成・体験学習にも注力し、クリーンアップ活動を主催できる地域リーダーの育成に努め、その支援を行う。

第7章 **海洋プラスチックごみ対策**

1 プラスチックごみの発生抑制

本県海域の海ごみは、個数割合で見るとペットボトルや食品容器などのプラスチックごみが多くを占めており、そうした日常生活から発生したプラスチックごみが、山や里（まち）から川などを通じて海へ流れ出ているものと考えられることから、海へ流れ出る前に、プラスチックごみの発生をできる限り抑制することが重要である。

そのため、3Rの推進により、これまでの大量生産・大量消費型社会からの転換を図っていくことが求められており、具体的には、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュースなどによる使用の削減や、リユース容器・製品の利用促進等により排出を抑制するとともに、効果的・効率的で持続可能なリサイクルを行い、生分解性プラスチック・再生材の利用を促進していくほか、やむを得ず廃棄するプラスチックごみについては、適正な処分を徹底する。

2 プラスチックごみの回収・処理

回収・処理の観点からは、環境中に放出されたプラスチックごみは長期間放置されると破砕・細分化してマイクロプラスチックになるおそれがあることから、破砕・細分化する前に、回収・処理を進めていくことが重要である。

第5章では、回収・処理を効率的・効果的に推進するための重点区域及び最重点区域を指定しており、これらの区域で回収・処理に取り組んでいく必要があるが、重点区域及び最重点区域以外の人立ち入りにくく、回収・処理が難しい海岸においても、プラスチックごみが長期間放置されると破砕・細分化することとなる。そのため、そうした課題も念頭に置きながら、実態を把握するための調査や、プラスチックごみそのものの発生を抑制するための取組みを進めていく。

第8章 指標の設定

本計画の進捗を示す指標として以下の項目・目標を設定する。

項目	現在値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
香川県方式の海底堆積ごみ等回収・処理システム実施漁協数	21 漁協	25 漁協
県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」参加者数【累計】	489 百人(単年)	3025 百人(累計)
海岸漂着物対策活動推進員の委嘱人数	—	20 人

第9章 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

1 関係者の役割分担

海岸漂着物等は、山、川、里(まち)、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着等したものであり、海岸を有する地域だけでなく、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となって、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)等の施策と相まって海岸漂着物等の発生を効果的に抑制するなど、広範な関係主体による取組みが必要である。

そのため、国、県、市町、海岸管理者等、県民、民間団体などの関係者は、それぞれの立場を理解した上で、適切な役割分担のもと、相互協力して海ごみの発生抑制や回収・処理に取り組むことが重要である。

(1) 国の役割

国は、海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制、実態把握、関係者の連携強化等の対策について、全国規模での総合的な施策を策定し、実施する。また、県や市町が実施する回収・処理や発生抑制の取組みに対して財政支援を行う。さらに、瀬戸内海における船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、海域に浮遊する流木等の漂流ごみの回収・処理に取り組む。

(2) 県の役割

県は、広域的観点から、本推進計画の進捗状況を把握するとともに、共同事業体である「香川県海ごみ対策推進協議会」を運営して、関係者が円滑に連携・協働できるよう努める。また、県は、海ごみの多くが他の府県等の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者

等の要請等に基づき、他の府県等に対し、海ごみの回収・処理その他必要な事項について協力を求める。

(3) 市町の役割

市町は、海岸管理者等による海岸漂着物等の回収・処理に関し、関係者の合意形成を図るとともに、平成22年3月30日付け環境省廃棄物対策課長通知を踏まえ、回収された海岸漂着物等を、市町の一般廃棄物処理施設に受け入れるなど処分を行う。また、市町は、海岸管理者等が管理する海岸の海岸漂着物等に起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の回収・処理のため必要な措置を講じるよう要請する。

(4) 海岸管理者等の役割

海岸管理者等は、その管理する海岸における海岸漂着物等の状況を把握するとともに、海岸の清潔が保たれるよう、関係者の協力を得て、海岸漂着物等の回収・処理のため必要な措置を講じる。

(5) 県民や民間団体の役割

県民は、一人ひとりが日常生活に起因するごみについて、3Rに取り組むほか、地域での海岸・河川等の清掃活動に積極的に参加することが求められる。

民間団体は海岸漂着物等の回収・処理やその発生抑制において自ら主体となって活動を行うとともに、環境教育や普及啓発等への参画を通じ、県や市町、県民等の連携、協働のつなぎ手として役割を担うことが求められる。

(6) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物の適正処理や3Rの推進等により、海岸漂着物等の発生抑制に努めるとともに、地域の海岸清掃活動等への参加や協力により、社会貢献に努める。

また、漁業者は、漁具等の海域で使用される資材について、厳しい海況等に起因する非意図的な流出が可能な限り発生しないよう、これらの資材の点検等、日頃からの流出防止対策に取り組む。

2 関係者の相互協力による海岸漂着物対策

(1) 地域住民や民間団体等との連携協働

本県では、地域住民や民間団体等のボランティアによる海岸清掃活動を支援する事業（「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業、さぬき瀬戸クリーンラリー、リフレッシュ瀬戸内）を実施しており、これによる海岸漂着物等の回

収量は、毎年約 200～300 t に及んでいる。そこで、本県では、地域住民や民間団体等との連携・協働による海岸漂着物等の回収を海岸漂着物対策の重要施策の一つに位置づけており、今後ともこれらの支援事業を継続するとともに、より一層の充実を図る。

民間団体等との連携・協働等において、県や市町は民間団体等を支援するのみならず、民間団体等の有する豊富な知見や幅広いネットワークを活用することにより、海岸漂着物対策を効果的に推進するよう努める。

(2) 瀬戸内海関係府県との連携

瀬戸内海は 13 府県が関係する広範な海域であることから、瀬戸内海関係府県との情報交換や連携を図りながら、海ごみ対策等に取り組む。

特に、対岸の岡山県とは、相互にごみの流入があることや、両県エリアを広域的に活動展開している企業や団体等も多いことから、連携した取組みが特に有効であると考えられるほか、同じ瀬戸内海の中央部に位置して、外洋からの海ごみの流入が少ないことなど、地理的・社会的な状況が似ている広島県や愛媛県等へも連携を広げ、環瀬戸内海の近県との推進体制を構築する。

第 10 章 香川県海ごみ対策の実施に当たって配慮すべき事項 その他海ごみ対策の推進に関し必要な事項

1 災害緊急時における対応

「香川県地域防災計画（一般対策編）」の「公共施設等応急復旧計画」に従い、県は、洪水等により大量のごみが海に流出したときは、国、県、市町の役割分担について連絡調整を行い、情報を的確に把握し、迅速な回収・処理を促進する。

情報収集に当たっては、平成 21 年 9 月 15 日に整備したマニュアル「災害に伴う海岸漂着ごみ等に関する情報収集体制」に従って、迅速かつ的確な情報収集を行う。

また、市町においても、地域防災計画に、災害緊急時における海岸漂着物等の情報収集体制を盛り込み、的確な情報収集に努める。

災害緊急時における海岸漂着物等及び漂流ごみ対策の実施主体は、次の基本的な役割分担を踏まえ、相互に連携して迅速な対応を行う。

○基本的な役割分担

役 割	実施主体
海岸漂着物や漂流ごみの情報収集 ----- 県管理の海岸における海岸漂着物の回収・処理 ----- 高松港における漂流ごみ（流木等）の回収 ----- 海岸漂着物等の処理受入先等の調整	香川県
市町管理の海岸における海岸漂着物の回収・処理 ----- 一般廃棄物処理施設での処理等の協力	市町
備讃瀬戸・備後灘・燧灘東部の海域における漂流ごみ（流木等）の回収	国(国土交通省四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所)

2 調査研究の推進

県は、効率的・効果的な海ごみ対策を実施するためにモニタリング調査等の調査研究に努めるものとし、海岸漂着物等の回収・処理に関わる関係者は、県が実施する調査研究に積極的に協力するものとする。

第 11 章 計画の推進と財政上の措置

1 計画の推進体制

より効果的・効率的な海ごみ対策を実施するため、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）のPDCA サイクルにより進行管理を行い、県、市町及び関係機関は、香川県海ごみ対策推進協議会を定期的開催し、その進捗状況について情報交換を行うとともに、必要な対策について協議する。

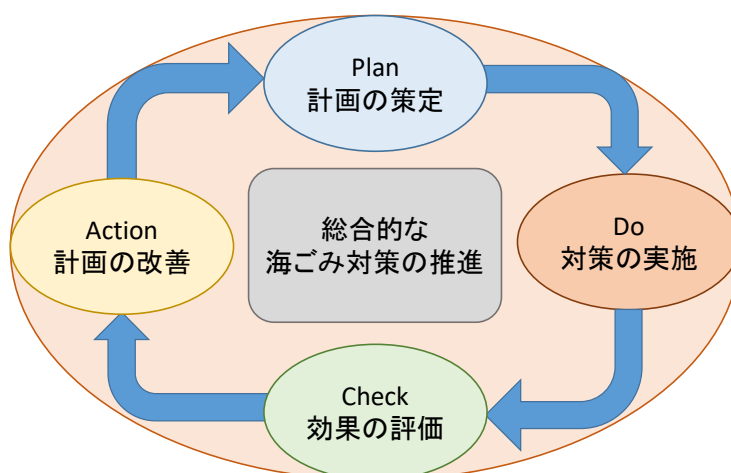


図 10 PDCA サイクル

2 財政上の措置

県において国の財政措置を要請しつつ、県及び市町は必要な財政上の措置を講じるよう努める。

3 推進計画の変更

推進計画の実施状況や調査研究の結果、国の施策状況、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直し及び変更を行う。

別図 重点区域・最重点区域

別表 重点区域・最重点区域一覧

《参考》

香川県海岸保全基本計画における環境・利用ランク

環境 ランク	環境要素	評価項目	備考
A	貴重な動植物	<ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物 ・希少野生動植物種、特定植物群落 ・レッドリスト、レッドデータブック 	学術上あるいは自然保護上重要な動植物
	自然環境保全上の指定地域	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海国立公園：特別地域 ・文化財（史跡、名勝、天然記念物） ・鳥獣保護区特別保護地区 	法令等により、自然環境保全上の規制や指定を受け、特に開発行為等を制限すべき地域
	生物の生息地等の特異な生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・特に保全が必要な藻場、干潟 	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で特に保全が必要な地域
B	自然環境保全上の指定地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自然海浜保全地区、保安林 ・「日本の渚百選」「白砂青松 100 選」「日本の夕陽百選」「残したい香川の水環境 50 選」等に選ばれた海岸 ・鳥獣保護区、埋蔵文化財包蔵地 	法令等により、景観保全及び海岸利用上の規制や指定を受け、自然環境への配慮が必要な地域
	生物の生息地等の特異な生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・藻場、干潟 	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で自然環境への配慮が必要な地域

利用 ランク	評価項目	備考
A	<ul style="list-style-type: none"> ・特筆すべき観光資源、観光施設が立地しているもの ・海水浴場、海浜公園などが立地し、各種イベントなどが催されているもの ・マリンスポーツが盛んなところ ・利用計画が考えられているもの 	<p>利便施設（駐車場、トイレ、休憩施設など）を特に必要とするレクリエーション利用がされている海岸</p> <p>今後も利用促進をはかっていく必要がある海岸</p>
B	<ul style="list-style-type: none"> ・釣り、散歩ジョギングなどの海岸利用がされているもの ・港湾、漁港など 	<p>利便施設はあまり必要としないレクリエーション利用がされている海岸</p> <p>今後も利用面に対する配慮が必要となる海岸</p>

水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）

1 現況写真の撮影方法

海岸における漂着ゴミの状況を写真撮影する条件を下記に示します。

- (1) 海岸が砂浜か岩場か、徒歩で行けるか降りられるかそれぞれ条件が異なりますが、概ね次に図示した3つの事例を参考にして、4方向又は3方向に向けて撮影します。
- (2) 撮影する際、デジタルカメラのファインダーの上端が、水際線又は地平線よりほんの少し下に位置するようにデジタルカメラを下方に傾けて撮影します。

※使用するデジタルカメラのズーム機能は使用せずに撮影します（焦点距離35mmが基準）。

写真撮影 事例 A

奥行きがある海岸
(砂浜)

4方向の撮影



写真撮影 事例 B

奥行きがない海岸
(砂浜)

3方向の撮影



写真撮影 事例 C

奥行きがない海岸
(岩場)

3方向の撮影



資料提供：特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス

2 ゴミ状況<ランク>の判定方法

撮影地点を中心に、海岸線延長距離約 10m に漂着しているゴミ（自然物を除く）の量（かさ容量）を目視で確認します。

〔10m〕×〔海岸の奥行き〕の範囲にある漂着ゴミを回収したと想定した場合、中型の家庭用ゴミ袋（幅 50cm×高さ 60cm）でおよそ何袋必要になるかを推測します。

下表より**ゴミ袋の数量**に対応した**<ランク>**を求めます。

ゴミ袋数と<ランク>の対応表

〔海岸線延長距離 10m〕×〔海岸の奥行き〕の範囲の漂着ゴミを回収したと想定

ランク	ゴミ袋の数量 (袋)	回収した際のゴミのかさ容量の表現として	かさ容 量 (ℓ)
0	0	(自然物を除いて) 全くゴミがない	0
T	約 1/8	500mlのペットボトルなら 3~4 本分程度	2.5
1	約 1/4	2ℓのペットボトルなら 2 本分程度	5
2	約 1/2	2ℓのペットボトルなら 4 本分程度 200~350 mlの飲料缶ならば 15 本分程度	10
3	約 1	2ℓのペットボトルなら 8 本分程度 200~350 mlの飲料缶ならば 30 本分程度 ポリタンクならば 1 本分程度	20
4	約 2	2ℓのペットボトルなら 16 本分程度 ポリタンクならば 2 本分程度	40
5	約 4	2ℓのペットボトルなら 32 本分程度 みかん箱ならば 3 個分程度	80
6	約 8	ドラム缶ならば 1 本分未満	160
7	約 16	ドラム缶ならば 1.5 本分未満	320
8	約 32	ドラム缶ならば 3 本分未満	640
9	約 64	1 立方メートル程度	1,280
10	約 128	軽トラックで 1 台分程度	2,560

「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）」は国土交通省東北地方整備局、J E A N / クリーンアップ全国事務局（現一般社団法人 J E A N）、及び特定非営利活動法人パートナーシップオフィスが、協働で 2004 年に開発したものです。

資料提供：特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス

災害に伴う海岸漂着ごみ等に関する情報収集体制（要旨）

役割分担等

業務の内容	担当課
・ 防災ヘリコプター出動の協力	危機管理課
・ 海岸漂着物等の情報集約 ・ 市町管理の海岸、港湾及び漁港への海岸漂着物等の状況調査* ・ 防災ヘリコプター等による漂流ごみの状況確認	環境管理課
・ 県管理海岸(農林水産省農村振興局所管)の海岸漂着物等状況調査	土地改良課
・ 県管理海岸(国土交通省水管理・国土保全局所管)の海岸漂着物等状況調査	河川砂防課
・ 県管理の港湾及び海岸(国土交通省港湾局所管)の海岸漂着物等状況調査 ・ 国土交通省四国地方整備局へ漂流ごみの状況の照会	港湾課

※香川県海ごみ対策推進協議会の構成団体である沿岸市町担当課を通じ調査を行う。

情報共有及び対応協議

環境管理課は、関係課と情報共有に努めるとともに対応の協議・調整等を行う必要があると認めるときは、香川県海上散乱ごみ処理対策等連絡調整会議等を速やかに開催する。

香川県海ごみ対策推進協議会構成沿岸市町担当課

高松市：環境指導課 適正処理対策室	丸亀市：建設課	坂出市：産業課
観音寺市：生活環境課	さぬき市：生活環境課	東かがわ市：農林水産課
三豊市：建設港湾課	土庄町：農林水産課	小豆島町：住民生活課
直島町：環境水道課	宇多津町：住民生活課	多度津町：住民環境課